

泉大津市と株式会社ジモティーとの リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書

泉大津市（以下「甲」という。）と株式会社ジモティー（以下「乙」という。）は、リユース活動の促進に向け、以下の通り連携と協力に関する協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等の活用を図り、泉大津市内のリユース活動を促進し、住民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) リユース活動を促進するための企画立案に関すること。
- (2) リユース活動を促進するための広報啓発に関すること。
- (3) その他、リユース活動の促進に関して、甲及び乙で合意した事項に関すること。

（協議）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的達成に向けて、必要に応じて協議を行う。

（実績報告）

第4条 乙は、泉大津市民が乙の事業を利用し、リユース品の取引を行った実績について、遅滞なく甲に報告する。

（責務）

第5条 乙の事業を利用した利用者間でトラブルが発生したときは、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定書に基づく連携にあたり、知り得た当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

(本協定の見直し)

第7条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申し出があったときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙から本協定の終了について申し出がなければ、有効期間は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の定めに関わらず、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(その他)

第9条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議してこれを定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月9日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
泉大津市長 南 出 賢 一

乙 東京都品川区西五反田1丁目30番2号
株式会社ジモティー
代表取締役社長 加 藤 貴 博